

奈良県公安委員会表彰規程（平成 12 年 5 月 25 日公委規程第 3 号）

（目的）

第 1 条 この規程は、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の種類）

第 2 条 公安委員会が行う表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

2 表彰状は、次に掲げる警察職員又はその家族に対して授与する。

(1) 警察責務の遂行に関し、多大な貢献をして殉職した者

(2) 人格識見ともに優れ、勤務成績が優秀で、かつ、警察業務に功労があったと認められる者

(3) 永年勤続職員として奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰を受けた者（勤続年数が 30 年に達した者に限る。）の配偶者又は直系血族で公安委員会が適当と認めたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が表彰することが適当と認める者

3 感謝状は、警察活動に関し、多大の協力があると認められる警察部外の個人又は団体に対して授与する。

（副賞）

第 3 条 表彰には、次の各号に掲げる表彰の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において賞金その他の副賞を付与することができる。

(1) 表彰状 5,000 円以内

(2) 感謝状

個人 5,000 円以内

団体 10,000 円以内

2 公安委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に定める副賞の金額を増額することができる。

（表彰手続）

第 4 条 所属長は、第 2 条第 2 項又は第 3 項に定める表彰の要件に該当すると認めるものについては、本部長を経由してその都度、公安委員会に上申するものとする。

2 前項の上申は、次に掲げる事項を記載した文書により行わなければならない。

(1) 表彰の種別

- (2) 功勞の概要
- (3) 功勞の部内外に与えた影響
- (4) その他参考事項

(表彰の決定)

第5条 公安委員会は、表彰の上申があったときは、これを審議し、表彰の要否を決定するものとする。

(記録)

第6条 公安委員会は、公安委員会表彰簿(別記様式)を備え付け、表彰の状況を記録するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、公安委員会が行う表彰の実施に関して必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この規程は、平成12年5月31日から施行する。

